

守口市立児童発達支援センター指定管理者の選定に係る質問の回答

No	質問内容		回答
1	募集要項5 - (6)	施設利用料とは、経理上 勘定科目、分類的に何にあたる料金でしょうか？どのような性質のものかも含めてご教示ください。	児童発達支援のサービス利用料は0～2歳児については守口市の無償化、3～5歳児は国の無償化の対象となっているため、現在、施設利用料は利用者の収入に応じた給食費相当となります。 施設利用料の勘定科目等については、関係法令等を踏まえご判断ください。
2	仕様書7 職員配置及び雇用、研修について	現在お勤めの職員の皆様は内引き続き勤務して頂ける可能性のある職員の方々は、何名ほどいらっしゃいますでしょうか。また、正職希望か、非常勤勤務か、職種、資格、勤務時間等をご教授ください。	正規職員及び再任用職員（仕様書別紙2参照）は、指定管理に伴い異動となります。 個別の意向については確認しておりません。
3	検討委員会報告書（3） 在園児童数について	1日あたりの利用平均人数を直近1年間の月別の数値をご教授ください。	児童発達支援の親子通園及び単独通園（個別療育は除く）における月別の一日あたりの平均利用者数は以下のとおりです。 R6.7 33人 R6.6 34人 R6.5 33人 R6.4 33人 R6.3 42人 R6.2 40人 R6.1 39人 R5.12 38人 R5.11 36人 R5.10 36人 R5.9 33人 R5.8 35人
4		児童発達支援・保育所等訪問・相談支援 それぞれの事業別の売上をご教授ください。	令和5年度の給付費の実績については以下のとおりです。 ・児童発達支援 84,178,329円 ・保育所等訪問支援 127,827円 ・相談支援 7,333,194円
5	検討委員会報告書（3） 在園児童数について	肢体不自由児の直近半年間の1日の平均利用者数をご教授ください。また通所されている方の中で医療ケア児は何名おられますでしょうか。その利用頻度もお知らせ下さい。	・肢体不自由児直近6ヶ月平均利用者数 R6.7 5人 R6.6 5人 R6.5 5人 R6.4 6人 R6.3 5人 R6.2 4人 ・医療的ケア児（R6.4～） 2人 ・医療的ケア児利用頻度 R6.7 24日 R6.6 12日 R6.5 14日 R6.4 10日
6	仕様書 別紙1	浴室がありましたが、現在入浴支援等行っておりますでしょうか？ 行っておられる場合はその頻度とその浴槽を満たして使用されているのか、係る関係費用等ございましたらご教授ください。	現在、入浴支援は行っていません。
7	仕様書 別紙3	プール使用期間の水道代ならびにプールのメンテナンス費用（消毒費用等含む）をご教授ください。	プールに係る費用のみ算出することはできませんが、令和5年度のプール使用期間（5～9月）の施設全体の水道代は709,538円、ガス代は326,154円となっております また、消毒費用として、次亜塩素酸ソーダ（3,344円）を支出しています。
8	仕様書10 施設の維持管理に関する業務	エレベーターの年間の保守点検費用をご教授ください。	現在、機械警備、清掃、エレベーター点検、電気点検、消防点検を一括して委託しております。委託料は年間3,638,904円です。
9	仕様書10 施設の維持管理に関する業務	年間の電気ガス水道代などの光熱費をご教授ください。	令和5年実績は以下の通りです。 ・電気3,758,851円 ・ガス796,913円 ・水道1,509,856円
10	仕様書8 指定管理者が行う業務（4）その他 カ 送迎	送迎バスの年間の委託費用ならびに運行に伴うガソリン代、保険料、車検等の費用がかかるのであればご教授ください。 また送迎バスのルート変更、運行時間の変更、ルート増便することは可能でしょうか。	園児送迎用バスは、バスの借上、メンテナンスを含めて運行を委託しており、委託料は年間13,184,160円です。 送迎バスのルートは現在2ルートで運用していますが、各ルートともに在園児に合わせて随時変更しています。増便することについても制限はありません。 運行時間については、利用者のニーズを考慮して設定しているため、仕様書のとおりとし、変更する必要がある場合は市と協議を行ってください。
11		運営に関して、現在の一単位性から、単位分けを実施するのは可能でしょうか。	法令等基準を満たしたうえで、行っていただくことは可能です。
12		現在の加算取得項目を全てご教授ください。	令和6年度 ・児童指導員等加配体制 常勤専従 経験5年以上 ・福祉専門職員配置等 III ・栄養士配置体制 常勤栄養士 ・食事提供加算区分 I ・延長支援体制 ・専門的支援加算体制 ・訪問支援員特別体制 ・多職種連携支援体制 ・中核的機能加算（I）※申請中 ・機能強化型（継続）サービス利用支援費III ・要医療児者支援体制加算

No	質問内容		回答
13		長期休暇並びに、土曜日等、開所日を増やしてもよろしいでしょうか。	仕様書における開園時間を満たしたうえで開園することは可能です。ただし、市と協議を行う必要があります。
14		人件費の内訳を資格ごとの常勤、非常勤の直近1年間の月次金額をご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の人件費（共済費含む）は以下の通り 令和3年度 254,986,089円 令和4年度 236,227,854円 令和5年度 222,406,395円（決算見込み額） ・非常勤の令和5年度の実績は以下の通りです。 作業療法士 15,000円×139日=2,085,000円/年 理学療法士 15,000円×57日=855,000円/年 心理士 15,000円×54日=810,000円/年 言語聴覚士 15,000円×113日=1,695,000円/年 音楽療法士 15,000円×36日=540,000円/年 健康運動指導士 15,000円×26日=390,000円/年 内科 60,600円（管理費）+306円×38人×2日実施=83,856円/年 耳鼻科 60,600円（管理費）+306円×43人=73,758円/年 歯科 158,600円（管理費）+306円×29人+306円×37人=178,796円/年 小児科 27,000円×25日=675,000円/年 整形 27,000円×19日=513,000円/年 歯科衛生士 5,800円×6日=34,800円/年 なお、常勤の資格別の人件費及び各月次金額についてはデータを持ち合わせておりません。
15	仕様書4 指定管理料等収入の区分（3）指定管理料の支払い	「年度毎に異なる事項 例えば、個々の年度の指定管理料等です。」と記載がございますが、指定管理料は年度ごとに異なるのでしょうか。また変更される可能性のある項目もご教示ください。例えば、指定管理料が1年目は1億5000万 2年目は1億4500万円という事でしょうか？年度ごとに御市と協議の上決定されるという事でしょうか。	募集要項の9.指定管理者指定後の手順に関する事項（1）協定の締結に記載の文言かと推測されますが、基本協定では、指定期間を通じた内容を定め、年度協定では、指定期間の各年度固有のものを定めるということで、例として指定管理料を記載しているものです。指定管理料については、提案いただいた額に各年度の修繕費を上乗せし、各年度毎に年度協定を定めます。（募集要項P2 5. 施設運営費（2）修繕費参照）
16	募集要項6. 募集の手順（1）募集及び選定の日程	議会でのご承認は、いつ頃になりますでしょうか。	令和6年度中に指定管理者の指定に係る議案を市議会へ提出する予定としております。
17	仕様書8 指定管理者が行う業務（ア）療育時間	より利便性を高めるため、サービス提供時間を変更するなどし、延長支援を実施してもよいでしょうか。	既存サービスの拡充として、延長支援事業を実施していただくことは可能です。具体的な内容等については、企画提案書（様式3号の4）にてご提示ください。なお、実施にあたっては提案に基づいて市と協議することとします。
18	10 施設の維持管理に関する業務（1）指定管理者が行う施設維持管理業務等の範囲 警備業務	警備費用とどのような警備を行っておられるのか、係る費用等含めてご教授下さい。	問No.8のとおり
19	仕様書8 指定管理者が行う業務（4）その他 カ送迎	利便性を高めるため送迎支援を行ってもよろしいのでしょうか。利便性拡充の為、タクシーを使用する代わりに、自社の送迎車を使用してもよいでしょうか。	法令等基準を満たした上で実施していただくことは可能です。具体的な方法については、企画提案書にて提案してください。なお、実施にあたっては提案に基づいて市と協議することとします。
20	仕様書8 指定管理者が行う業務（4）その他 カ送迎	単独通園の場合、送迎バスが保育園や幼稚園までお迎えに行くのでしょうか。そうではない場合、自社の送迎車で、自宅、保育園、幼稚園までの送迎を行ってもよろしいでしょうか。	現在送迎バスでは保育園や幼稚園へのお迎えは行っていません。現在の送迎に加えて、法令等基準を満たした上で実施していただくことは可能です。具体的な方法については、企画提案書にて提案してください。なお、実施にあたっては提案に基づいて市と協議することとします。
21	仕様書 3 施設の概要（3）開園時間	時期により朝夕の開園時間を変更してもよろしいのでしょうか。	原則仕様書どおりとしますが、市と協議により必要性が認められる範囲であれば可能です。
22		委託の先生方がたくさんおられますが、資格別にかかる費用をご教授ください。	問No.14のとおり

No	質問内容		回答
23		アレルギー対応の通所者が増えた場合、数十人分の食事を作ったうえで、更にアレルギー食を作るとなりますと、アレルギー物質の混入を防ぐため、かなりの工数とリスクが増える可能性が考えられます。 安全を優先致しますと、適切な時間に食事提供が間に合うかどうかの問題も浮上すると考えられます。「アレルギー食」の子どもたちの食事提供分だけでも外部の配食を受けてもよろしいでしょうか。	アレルギー対応については、除去食（一部可能なものは米粉パンや大豆未使用の醤油を使用する等の代替食）で対応しています。万が一除去食にて対応できない場合は、保護者に準備していただいておりますので、原則、同様の対応を行っていただきます。 外部からの配食等については、法令基準等をご確認ください。
24		食材費の年間費用を項目別にご教授下さい。	令和5年度の食材費は4,148,226円（内訳：主食類(米、調味料・飲料)971,549円、副食2,889,832円、おやつ286,845円）です。
25		守口市役所ホームページにおいて、「守口市独自の子育て支援について」（幼児教育 保育の無償化 副食費の無償化）に 令和2年4月から、市独自の取り組みとして、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）を利用する子どもの給食費のうち副食費（おかず代など）相当額（副食費が徴収免除となる子ども（※）を除く。）について「1人あたり月額4,500円を上限に 施設に補助いたします。」とございましたが、本事業の通所者も対象者となりますでしょうか。	園を利用する児童の副食費については、ご質問の事業ではなく、守口市児童発達支援等給食費補助事業の対象となります。
26	仕様書10 (1) 指定管理者が行う施設維持管理業務等の範囲	施設維持管理業務にかかる費用が12項目ございますが、それぞれの年間費用をご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●警備業務（機械警備のみ） ●清掃業務 ●エレベーター保守点検業務 ●消防設備管理業務 ●電気設備保守点検業務 ※上記5つについては一括で委託【年間 3,638,904円】 <ul style="list-style-type: none"> ●自動扉保守点検業務【年間 31,000円（年1回の点検）】 ●特殊建築物定期点検業務【（3年ごと：次回令和9年）令和6年度 324,500円】 ●フロンガス排出抑制点検【（3年周期だが、設置年により点検年が違うため、毎年行う。） 年1回 令和6年度予算 99,000円】 ●ごみ定期収集業務【月1回 平均月額 9,148円】 ●給食調理場排水管清掃業務【年間1回 49,500円】 ●防除殺虫・殺鼠業務【職員が適宜実施 業務委託にて実施をしていない】 ●樹木の剪定業務【年1回 247,600円】
27	仕様書8 指定管理者が行う業務イ 個別療育について	個別療育の定員が15人程度と記載がありますが、親子通園及び、単独通園の児童に対して個別療育を実施しても問題ございませんでしょうか。	個別療育の空き状況に応じて実施していただくことは可能です。
28	様式3号の2の①のウ「地域のインクルージョン推進の中核機能」	「地域のインクルージョン推進の中核機能」とございますが、厚生労働省とこども家庭庁が令和6年2月に出された「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」に記載されているP42の「5 インクルージョンの推進」に記載されている内容で間違いございませんでしょうか。	お示し頂いている資料の内容も含めて、地域における障がい児支援における地域のインクルージョン推進の中核として求められる機能・役割を指しております。
29		令和8年の段階で当該センターを卒業される児童は何名おられますか。	令和8年度の見込みについて、現時点でお示しすることはできませんが、令和6年度の就学による卒園予定は、通園児11名、個別療育7名となる見込みです。また、令和6年度の地域のこども園等への就園による卒園については現時点でお示しすることはできません。
30		音楽療法士は民間資格かと存じますが、認定団体が8団体以上ありどの団体の方でもよろしいのでしょうか。また音楽教室等でリトミック指導等長年されて来たこられた先生のご指導では問題がございますでしょうか。	現在、音楽療法士は日本音楽療法学会認定の音楽療法士資格を持った方に音楽療法を行っていただいています。 音楽療法士同等の民間資格であれば問題ありませんが、通園する障がい児に対して適切に音楽療法を行っていただく必要があります。
31		集団指導を行ってから、個別支援を行ったり、個別支援をしたのちに集団での活動に参加する等日々集団指導と個別指導を組み合わせる支援を実施してもよろしいでしょうか。	個別療育の空き状況に応じて実施していただくことは可能です。
32		親子通園の子ども達が、母子分離出来るようになった場合、途中からのクラス移動は可能なのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	質問内容		回答
33		災害時においては、地域の避難場所になる事もあるかと推察いたしますが、避難者の為の防災用品（備蓄品等）は守口市様からのご支援がうけられるのでしょうか。	現時点では、避難所の指定はされていません。
34	職員配置及び、雇用、研修について（1）職員の配置について エ	看護師の登用に関してでございますが、常勤者1名に准看護師も該当可能でしょうか。	仕様書のとおり看護師の配置を行ってください。（准看護師不可）
35	職員配置及び、雇用、研修について（2）人員配置の留意事項 イ 専門職（ク心理士、ケ作業療法士、コ言語聴覚士 ス理学療法士）の配置について	1名情の職員を常勤として配置する事となっておりますが、クケコ合わせて1名が常勤で他は非常勤採用でもよろしいのでしょうか。直前の職員配置及び、雇用、研修について（1）専門職のそれぞれ、資格別に常勤者1名とも読み取れ、実際の運営では非常勤をご採用されておられるようでこの点ご教示お願い致します。	仕様書のとおりク心理士、ケ作業療法士、コ言語聴覚士 ス理学療法士について、それぞれ常勤1名以上の配置を行ってください。
36		定期健康診断を受診される際、それぞれの都合で指定医療機関で検査をして頂いておりますが、業務として受診されておられますでしょうか。休暇中に受診されておられるのでしょうか。	本市の職員の定期健康診断は、業務時間中に本市保健センターにて受診しております。
37		親子通園が望ましいと判断されるのは、市のどの関係機関の、どのような立場の方が、どのような調整を行い、どのように、公平・公正な方法で指定管理者が決定されるのでしょうか。	現在、園では児童に対する家庭での接し方などを保護者に学んでいただくことや、保護者支援の観点から入園時には親子クラスからスタートしていただくことを原則としています。 また、単独通園は小集団で療育を行っておりますので、原則、2歳からのスタートとしています。 親子及び単独通園の判断については、指定管理事業者によって行うものとし、利用決定については、利用者の状況や市の関係機関（障がい福祉主管課及び母子保健主管課）等の意見を踏まえ指定管理者にて決定してください。
38		個別療育の対象者児童は、受給者証をもっており、認定こども園等を利用している児童とその保護者とございますが、一般の保育園、幼稚園に通う子ども達も含めてよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおり、個別療育の対象児童は受給者証を持っている児童です。受給者証がなく、こども園等に通う児童で集団の中で困りごとがある児童については、仕様書10ページ8-(4)その他発達検診フォロー児に対する支援をご利用いただくこととなります。 また、「認定こども園等」には保育園、幼稚園を含みます。
39		未就園児（0歳から2歳）に関してですが、ダウン症の場合（赤ちゃん体操等）早期から支援が必要な子ども達の療育支援を平素から取り組んでおります。母子分離が可能であれば単独通園を実施しても問題ございませんでしょうか。	原則、問No.37と同様の考え方です。
40	仕様書3 施設の概要	建築においてアスベストの使用はないか	現在、市で把握している限りアスベストの使用はありません。
41	仕様書4 修繕費の精算	温水プールのボイラーや保育室の床暖房等に不具合はないか	温水ヒーター（ボイラー）については、現在稼働していますが、27年経過していることから、令和7年度中の更新を検討しています。 床暖房については運営に支障のある不具合は認識していません。
42	仕様書4 修繕費の精算	修繕費の年間予算はどのくらいになるのか	指定管理期間中の修繕費については未定です。必要に応じて市で予算を確保する予定です。（募集要項P2 5. 施設運営費（2）修繕費参照）
43	仕様書4 修繕費の精算	より良く使用するための整備費用は負担いただけるのか（電気の色・明るさ・机・椅子・芝生や植木の整備等）	修繕費については、仕様書P3 4 指定管理料等の収入の区分（2）修繕費の清算 ア修繕費に記載のとおり、市の予算の範囲で指定管理料と合わせて支払うこととしますが、施設の維持管理については、施設管理者の業務となっております。例示いただいた事項については、施設の維持管理にあたるものとなります。また、備品については、仕様書P17に記載のとおり、購入してください。
44	検討委員会報告書	令和5年職員体制ではほとんどの専門職が嘱託となっているものの、複数名配置されている状況であるが報告にある通りの訓練回数となっている原因は何であるのか	訓練を非常勤の嘱託の専門職に頼っており、新たな訓練士の確保が困難な状況であり、また利用者との利用日のミスマッチがしばしば発生していることなどが要因となっています。

No	質問内容		回答
45	仕様書7 職員配置及び雇用、研修について	専門職（心理士・作業療法士・言語聴覚士・理学療法士）の常勤1とあるが、常勤換算1以上ではいけないのか 現在当社での専門職は常勤も配置しているが嘱託も数名おり、経験値は高く契約時に定めた通り確実に訓練が実施されている。児童の訓練等経験のある者等とあるが知識だけでなく経験（技術）が伴う者であることから様々な経験が必要であると考え。今般の専門職の働き方は副業が多く経験値を高めるためにもあえて副業を推進している病院等も多い。确实且つ経験豊富な専門職による継続的な訓練を実施するためには複数名の各種専門職の配置が必要であり、嘱託であるからこそ、そのような人材確保ができると考えるのがいかであるか	仕様書のとおり心理士・作業療法士・言語聴覚士・理学療法士については、常勤職員1名の配置を行ってください。1名を超える配置については、常勤非常勤は問いません。
46	仕様書20 施設、設備及び備品の維持管理	壁紙の剥がれ、コンクリートのひび割れ、1F女子トイレの扉、使用禁止のトイレ等の修理が必要な部分は事前に修理していただけるか	修繕が必要と判断される壁紙の剥がれやトイレ等については、令和7年度中の補修を検討しています。 指定管理後に引き続き修繕等が必要な箇所があれば、適宜市で予算を確保したうえで、修繕費で対応いただくことになります。
47	仕様書20 施設、設備及び備品の維持管理	外観・内観（天井、壁や床の汚れ）の整理整頓掃除はしていただけるか	現在の園運営にあたり必要な補修や清掃等は実施しますが、指定管理にあたり特別な清掃等は予定していません。 なお、指定管理後の補修については、問No.46のとおりです。
48	仕様書21 備品及び消耗品について	見学時にかなりの備品を確認したが明らかに不要であると引継ぎ段階で判断できる備品に関しても当方拋出での処分となるのか	原則、現在使用している備品については、引継ぎを予定しております。 現在の園運営にあたり不要と判断したものについては、廃棄予定です。
49	指定管理業務仕様書13 ページ 10 施設の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ●警備業務 ●清掃業務 ●エレベーター保守点検業務 ●消防設備管理業務 ●電気設備保守点検業務 ●自動扉保守点検業務 ●特殊建築物定期点検業務（3年ごと：次回令和9年） ●フロンガス排出抑制点検（3年周期だが、設置年により点検年が違うため、毎年行う。） ●ごみ定期収集業務 ●給食調理場排水管清掃業務 ●防除殺虫・殺鼠業務 ●樹木の剪定業務 <p>上記各業務の、現在の頻度及び費用をご教示いただきたい。</p>	問No.26のとおり
50	嘱託医について	各診療科医（内科医1人、小児科医4人、整形外科医2人、歯科医2人耳鼻咽喉科医1人）それぞれの、月間スケジュール及び業務内容・契約条件をご教示いただきたい。 また、全嘱託医の件数総額をご教示いただきたい。	人件費については、問No.14のとおり 契約条件については、個別の契約となりますので、回答を控えさせていただきます。 月間スケジュール及び業務内容については、（別紙）2023年 医師年間診察予定表のとおり
51	指定管理業務仕様書11 ページ 8 指定管理者が行う業務 カ 送迎	送迎委託業務において委託している業務内容と年間費用をご教示いただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎バス 委託料 年13,184,160円 <p>通園児の送迎をバス2台で2ルートに分けて行っています。また、遠足（春秋各1回）や、近くの公園等への園外療育への送迎（年15～20回程度）等も行っています。 （別紙）仕様書参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎タクシー 令和5年度実績 3,113,100円 <p>親子クラスで肢体不自由児や、バスのルートでは通園できないが保護者では送迎できないなど状況に合わせてタクシーによる送迎を依頼しています。 （別紙）仕様書参照</p>
52	指定管理業務仕様書9ページ 8 指定管理者が行う業務 （1）児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項） ア 親子通園・単独通園 （エ）対象児童	【親子通園】【単独通園】の振り分けをどのように判断しているのかご教示いただきたい。	問No.37のとおり

No	質問内容		回答
53		過去3箇年の児童発達支援の延べ利用者数・利用率をご教示いただきたい。	<p>・延べ利用者数(親子通園・単独通園及び個別療育)は以下のとおり 令和3年度 8,214名 令和4年度 8,602名 令和5年度 8,675名</p> <p>・園の利用定員(80名)に対する利用率(個別療育含む)は以下のとおり 令和3年度 46.25% 令和4年度 51.20% 令和5年度 47.98% ※計算式:延べ利用者数÷定員(80名)×開所日</p> <p>【参考】令和5年10月における親子通園及び単独通園と個別療育の延べ利用者数と利用率 親子通園及び単独通園 延べ利用者 762人 利用率55.82% 個別療育 延べ利用者 48人 利用率 15.24%</p>
54		過去3箇年の保育所等訪問支援の延利用者数をご教示いただきたい。	<p>以下の通り 令和3年度 7名 令和4年度 8名 令和5年度 12名</p>
55		過去3箇年の障害児相談支援の延利用者数をご教示いただきたい。	<p>以下の通り 令和3年度 1,878件 令和4年度 1,425件 令和5年度 1,821件</p>
56		給食費は利用者及びその保護者から徴収しているのか。徴収している場合は1食あたりの金額をご教示いただきたい。	<p>給食費は利用者負担として徴収しており、施設利用料として園の収入となります。金額は利用者の収入に応じて1食あたり低所得者70円、一般230円、高額650円です。 なお、利用者は守口市児童発達支援等給食費補助事業を利用することができます。</p>
57		音楽療法士、健康運動指導士とは、それぞれ具体的にどのような保有資格が必要であるのかご教示いただきたい。	<p>音楽療法士については問No.30のとおりです。</p> <p>健康運動指導士については、現在(財)日本障害者スポーツ協会公認の指導員資格等を持った方にプール指導を行っていただいています。 資格については上記協会の指導員資格を含む同等の資格とします。 ただし、通園する障がい児に対して適切に運動療法を行っていただく必要があります。</p>
58		現状の医療的ケア児の受け入れ実績をご教示いただきたい。	問No.5のとおり。
59		光熱水費など指定管理者が変更になっても大きく変わらない費用について差し支えなければご教示いただきたい。	問No.9のとおり。
60	仕様書 別紙2	別紙2にある臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士、健康運動指導士、理学療法士の常勤換算人数をご教示いただきたい。	<p>令和5年度における非常勤の専門職の常勤換算人数については概ね以下のとおり 心理士0.24人、作業療法士0.62人、言語聴覚士0.5人、理学療法士0.25人、音楽療法士0.16人、健康運動指導士0.12人 ※開園日のうち各専門職の出勤日数の割合です。</p>
61	仕様書 別紙2	別紙2にある職員配置において、指定管理者決定後に行政の都合上、引継ぎ不可能な職員だけでいいので職種や人数をご教示いただくことは可能か。	問No.2のとおり。
62	仕様書8ページ8指定管理者が行う業務(1)児童発達支援	児童発達支援の親子通園・単独通園と個別療育の合計定員は80人であるが、定員80人を90人に増やしたり、70人に減らしたりと定員の増減を協議によって変更することは可能か。	<p>法令等基準を満たしたうえで可能です。 ただし、合計定員を減らすことについては現在のところ想定はしていません。</p>
63	募集要項5.施設運営経費	直近3ヶ年の人件費総額をご教示いただくことは可能か。	問No.14のとおり。

No	質問内容		回答
64	募集要項5. 施設運営経費	募集要項5. 施設運営経費において、3ヶ年の歳入の内訳を可能ならばご教示いただきたい。	<p>以下の通り</p> <p>【令和3年度】 児童発達支援センター施設利用者負担金 1,782,780円 児童発達支援センター使用料(自動販売機使用料) 60,000円 児童発達支援センター施設利用給付費 84,432,104円 障がい児相談支援事業費 10,492,521円 自動販売機電気使用料 27,145円</p> <p>【令和4年度】 児童発達支援センター施設利用者負担金 2,069,050円 児童発達支援センター使用料(自動販売機使用料) 60,000円 児童発達支援センター施設利用給付費 88,420,871円 障がい児相談支援事業費 9,715,807円 自動販売機電気使用料 61,201円</p> <p>【令和5年度】 児童発達支援センター施設利用者負担金 1,915,367円 児童発達支援センター使用料(自動販売機使用料) 14,000円 児童発達支援センター施設利用給付費 84,298,356円 障がい児相談支援事業費 7,333,194円 自動販売機電気使用料 96,014円</p> <p>※上記歳入のうち、児童発達支援センター使用料(自動販売機使用料)については指定管理後においても市の歳入となる見込みです。</p>
65	募集要項5. 施設運営経費	募集要項5. 施設運営経費において、令和5年度の歳出が大幅に縮小した理由をご教示いただきたい。	正規職員の退職等による人件費の減少と令和3年度及び令和4年度の空調更新工事の実施等が主な要因です。
66	募集要項5. 施設運営経費	募集要項5. 施設運営経費において、利用料金収入を差し引いた指定管理料を提案すると記載してあるが、経費に本部経費(本社が事業所に使う経費や運営による利益等)を計上して問題はないか。また本部経費の計上におけるルール等があるならばご教示いただきたい。	指定管理料については、施設の管理運営に必要な費用であれば計上することは可能です。 本部経費の計上におけるルール等については定めておりませんが、按分を行うなど合理的に説明できる範囲に限ります。
67	募集要項5. 施設運営経費	募集要項5. 施設運営経費に記載されている令和4年度の決算額(歳出—歳入)とわかき・わかすぎ園のあり方検討会報告書11ページの令和4年度実績の運営費を比較すると、金額がだいぶ違うがその差額はなんの金額であるのか可能ならご教示いただきたい。	報告書の金額の一部に決算見込み額(予算額)が含まれておりましたことから、差が生じております。 募集要項に記載の額が、決算額となります。